

令和7年度（令和8年3月31日）で応急仮設住宅の供与が終了する
大熊町、双葉町の皆様へ

福島県避難市町村家賃等支援事業について

家賃等支援事業の終了について

- 本事業は、令和7年度助成金（令和8年3月分までの家賃助成）で終了します。

※ 今後、家賃助成期間を延長することはありませんので、ご理解をお願いいたします。

令和7年度助成金の申請書受付について

- 令和7年度助成金の申請書受付は、「令和8年8月31日まで」とする予定です。
- 最終年度となりますので、お早めの申請をお願いいたします。

問い合わせ先 <福島県家賃等支援事務センター>

電話番号 0120-900-775（通話料無料）

受付時間 9時から18時まで（土日祝日、年末年始を除く）